

市立施設と私立施設の特徴について

	1	2
項目	市立	私立
(1) 地方公共団体との繋がりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の一部であり、国－県－市－園という組織体系に基づき教育、保育、運営を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の一部ではない。 ・ 国の幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、各法人の特長を生かした教育、保育、運営を行っている。
(2) 職員研修や安全対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修や安全対策について、市が主体となって実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修や安全対策について、運営法人が主体となって実施する。
(3) 運営経費について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の予算を基に運営されている。保育料は市が徴収し、市の収入となる。 ・ 経費の執行については市の承認が必要である。大規模な予算の変更などについては、議会の承認が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園、幼稚園は、保育料と国県市からの給付費などを基に運営されている。保育料は園が徴収し、園の収入となる。 ・ 保育園は、市からの委託料を基に運営されている。保育料は市が徴収し、市の収入となる。 ・ 経費の執行や予算の変更などについて、各法人の判断で実施している。